

○淡路市指名停止基準に関する規程（平成17年4月1日訓令第21号）

○淡路市指名停止基準に関する規程

平成17年4月1日訓令第21号

改正

平成19年3月30日訓令第16号

平成21年3月30日訓令第13号

平成27年12月4日訓令第11号

令和6年10月1日訓令第11号

淡路市指名停止基準に関する規程

（指名停止）

第1条 市長は、入札参加資格者（注1）が別表第1又は別表第2（以下これらを「別表」という。）に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、淡路市競争入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）の協議を経て、別表に定めるところにより期間を定め、指名停止（注2）を行うものとする。

2 契約担当者（注3）は、建設工事、調査委託、製造の請負及び物品の購入等（以下「建設工事等」という。）の契約のため、指名を行うに際し、前項の規定により指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。

3 契約担当者は、第1項の規定により指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第2条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、共同企業体が措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、審査会の協議を経て別表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第3条 入札参加資格者が一つの事案により措置要件の二つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間を適用するものとする。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、別表に定める期間を2倍にして得た期間とする。

（1）指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件のいずれかに該当することとなったとき（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）。

（2）別表第2第1項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

（3）別表第2第2項又は第3項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの指名停止に係る措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 市長は、入札参加資格者について指名停止の前に情状酌量すべき特別の理由があるとき、又はその理由が指名停止の決定後明らかになったときは、別表及び前2項の規定により定めた指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

4 市長は、入札参加資格者について、極めて悪質な理由があるとき、若しくは極めて重大な結果を生じさせたと認められるとき、又は極めて悪質な理由が指名停止の決定後明らかになったときは、別表及び第2項各号の規定により定めた指名停止の期間に2を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

5 市長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないこと

が明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 市長は、別表に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者又はその使用人(以下「入札参加資格者等」という。)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により、次の各号のいずれかに該当する場合(第3条第2項及び第4項の規定に該当する場合を除く。)の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は市職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合において、入札参加資格者等のうち契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項第1号に該当したときは、当該措置要件に定める指名停止期間に2を乗じて得た期間とする。
- (2) 別表第2第2項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決又は確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令において、主導的事業者であることが明らかになったとき(前号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間に2を乗じて得た期間とする。
- (3) 別表第2第2項に該当する入札参加者等について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき(前2号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間に2を乗じて得た期間とする。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長又は他の公共団体等の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する入札参加資格者等に悪質な理由があるとき(前3号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間に1か月を加算して得た期間とする。
- (5) 市職員又は他の公共団体等の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項に該当する入札参加資格者等に悪質な理由があるときは、当該措置要件に定める指名停止期間に1か月を加算して得た期間とする。

2 市長は、別表第2第2項に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたとき(第3条第2項第3号若しくは第4項又は前項各号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間とすることができる。

(指名停止の期間の上限)

第4条の2 前2条の規定による指名停止の期間は、36か月を上限とする。

(指名停止等の通知)

第5条 市長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第3項若しくは同条第4項若しくは前条第1項第4号若しくは同項第5号若しくは同条第2項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3条第5項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(下請の禁止)

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者が市発注に係る工事等を下請することを承認してはならない。

(指名停止に至らない理由に対する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の淡路町指名停止基準(平成8年4月1日)、北淡町指名停止基準に関する規程(平成8年北淡町規程第2号)又は一宮町指名停止基準に関する規程(平成9年一宮町規程第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日訓令第16号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の淡路市指名停止基準に関する規程に基づき、指名停止を受けている入札参加資格者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日訓令第13号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、施行の日以後に発生した措置要件に係る指名停止から適用し、同日前に発生した措置要件に係る指名停止については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月4日訓令第11号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、施行の日以後に発生した措置要件に係る指名停止から適用し、同日前に発生した措置要件に係る指名停止については、なお従前の例による。

附 則(令和6年10月1日訓令第11号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の淡路市指名停止基準に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。

別表第1（第1条、第2条、第3条、第4条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
（虚偽記載） 1 市発注に係る建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月
（過失による粗雑工事等） 2 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告又は監査委員の監査結果に関する報告で指摘され、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 か月
3 市発注以外の国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等（以下「公共建設工事等」という。）の県内における施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘され、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 か月
（契約違反） 4 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、第2項に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当したために契約に違反し、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
（1） 2 か月以上の履行遅滞があったとき。	3 か月
（2） 1 か月以上2 か月未満の履行遅滞があったとき。	2 か月
（3） 1 か月未満の履行遅滞があったとき。	1 か月
（4） 次のいずれかに該当し、再三指摘しても改善しないと	

き。	
ア 公害防止及び危険防止対策が不良のとき。	3 か月
イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良であるとき。	1 か月
(5) 正当な理由なく、監督員又は検査員の指示に従わないとき。	1 か月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	6 か月
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	3 か月
(3) 火災、水害その他重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。	6 か月
6 市発注以外の建設工事等（以下「一般建設工事等」という。）の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	3 か月
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	2 か月
(3) 火災、水害その他重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。	3 か月
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	
7 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者又は重傷者（注4）を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	2 か月
(2) 重傷者を生じさせたとき。	1 か月

8 一般建設工事等の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (その他)	当該認定をした日から 1 か月
9 第1項から第8項までに掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当したために、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格者等が、市発注の建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。 (2) 入札参加資格者等が、市発注の建設工事の低入札価格調査に関して不誠実な行為をしたとき。 (3) 市発注建設工事の受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	当該認定をした日から 1 か月 3 か月 3 か月以上

別表第2 (第1条、第2条、第3条、第4条関係)

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 入札参加資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴をされたとき。 (1) 市の職員 (2) 市内の他の公共機関(注5)の職員 (3) 市外の他の公共機関の職員 (独占禁止法違反行為)	逮捕、書類送検又は起訴を知った日から 1 2 か月 9 か月 6 か月
2 入札参加資格者等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当したために建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められ	当該認定をした日から

るとき。 (1) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。 ア 市発注の建設工事等 イ 市内の一般建設工事等 ウ 市外の一般建設工事等 (2) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。 ア 市発注の建設工事等 イ 市内の一般建設工事等 ウ 市外の一般建設工事等 (競売入札妨害又は談合) 3 入札参加資格者等が、競売入札妨害又は談合の容疑により、次の各号のいずれかに該当したとき。 (1) 市発注の建設工事等に関し、逮捕又は書類送検されたとき。 (2) 市内の公共建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (3) 市外の公共建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (補助金の不正受給を目的とした不正行為) 4 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等(注6)の不正受給を目的とした不正行為により、次に掲げる事業等(補助事業等(注7)又は間接補助事業等(注8))に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑	12か月 8か月 4か月 18か月 12か月 6か月 逮捕又は書類送検を知った日から 18か月 逮捕、書類送検又は起訴を知った日から 12か月 6か月 逮捕又は書類送検を知った日から
---	---

により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
(1) 市の事業等	12か月
(2) 県及び県内他市町の事業等 (暴力団関係)	9か月
5 警察の確認、通報等により、次の各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。	当該認定をした日から
(1) 暴力団員が役員として入札参加資格者の経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）していること。	12か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
(2) 入札参加資格者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者（注9）として使用し、又は代理人として選任していること。	6か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
(3) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に関与しているか、若しくは相当の責任の地位にある者（以下「役員等」という。）が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用したこと。	6か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
(4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったこと。	3か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
(5) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められること。 (建設業法違反行為)	6か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
6 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当したために、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 入札参加資格者等が、次に掲げる建設工事等に関し、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴された	

とき。	
ア 市発注に係る建設工事等	9 か月
イ 県内の一般建設工事等	8 か月
ウ 近畿府県の区域内（注 10）の一般建設工事等	6 か月
エ 近畿府県の区域外の一般建設工事等	3 か月
（2） 入札参加資格者が、次に掲げる建設工事等に関し、建設業法第 28 条及び第 29 条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	
ア 市発注に係る建設工事等	6 か月
イ 県内の一般建設工事等	5 か月
ウ 県外の一般建設工事等	3 か月
（3） 入札参加資格者が、建設業法第 28 条の規定により、指示処分を受けたとき。	
ア 市発注に係る建設工事等	3 か月
イ 県内の一般建設工事等	2 か月
ウ 県外の一般建設工事等	1 か月
（不正又は不誠実な行為）	
7 入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、次の各号のいずれかに該当したために、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
（1） 業務に関し、入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる建設工事等において、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 市発注に係る建設工事等	9 か月
イ 県内の一般建設工事等	8 か月
（2） 業務に関し、前号に規定する者以外の入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等において、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 市発注に係る建設工事等	6 か月

イ 県内の一般建設工事等	5 か月	
(3) 業務に関し、入札参加資格者等が、脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 か月	
(4) 業務に関し、入札参加資格者等が次の区域内における自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。		
ア 市内	2 か月	
イ 県内	1 か月	
(5) 別表第 1 並びに第 1 項から前項まで及び第 1 号から前号までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等において、業務関連法令（注 11）に重大な違反（注 12）をしたとき。		
ア 市発注に係る建設工事等	3 か月	
イ 県内の一般建設工事等	2 か月	
(その他)		
8 別表第 1 及び第 1 項から前項までに掲げる場合のほか、入札参加資格者等が次の各号のいずれかに該当したため、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から	
(1) 入札参加資格者又はその役員等が、禁錮以上の刑に当たたる犯罪の容疑により起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。	3 か月	
(2) 入札参加資格者が、金融機関から取引停止となったとき。	取引再開まで	
(3) 受注者又はその請負業者が、暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り、又は警察に届け出なかったとき。	3 か月以上	

(4) 業務に関し、入札参加資格者等が、脅迫的・暴力的言動により市職員を畏怖させ若しくは威圧する行為又は市職員に対して長時間にわたる執拗な抗議等を繰り返し、当該職員の執務を妨害する行為をしたとき。	12か月
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が審査会の議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。	18か月以内

- (注1) 入札参加資格者とは、市が発注する建設工事又は製造の請負、物件の買入れ等の競争入札に参加しようとする者として登録されている者をいう。
- (注2) 指名停止とは、一定の要件に該当するため、建設工事等を受注させるにふさわしくない入札参加資格者について、市長が契約担当者に対して一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。
- (注3) 契約担当者とは、市長及びその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。
- (注4) 重傷者とは、傷病程度が全治30日以上の治療を必要とする者をいう。
- (注5) 公共機関とは、贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。
- (注6) 補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定されるもの又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に基づく現金的給付をいう。
- (注7) 補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (注8) 間接補助事業等とは、国以外のもが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。
- (注9) 相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。
- (注10) 近畿とは、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県及び和歌山県の区域をいうが、市長の判断により、隣接府県等を含めることができる。
- (注11) 業務関連法令とは、次のものをいい、これらの業務関連法令に違反する理由があっても、公衆損害事故、工事等関係者事故等別に措置要件で定めているものは、別表第2第7項第5号による指名停止措置の対象ではない。
 ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働者使用関連法令
 イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等の環境保全関連法令
 ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）等建築関連法令
 エ 刑法、道路交通法（昭和27年法律第180号）等の業務に関する規定
- (注12) 重大な違反とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合、又は同法令違反容疑で逮捕、書類送検又は起訴された場合等をいう。